

「湖西市緊急輸送路沿道ブロック塀等 安全確保事業費補助金制度」のご案内

地震等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、**湖西市緊急輸送路沿道の危険なブロック塀等の安全対策を行う場合は、以下の補助をします。**

※危険なブロック塀等とは倒壊のおそれのある、コンクリートブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀のことです。本事業は組積造の塀のみ補助対象としており、万年塀、コンクリート製の塀は補助対象外です。

■ 補助内容、補助金の額

● ブロック塀等の**撤去**をする場合

- ・補助金額 撤去にかかる経費と市算出費用とを比較して、いずれか少ない額の**3分の2以内で、1敷地13万2千円を限度とする。**

● ブロック塀等を撤去し**新たにフェンス等を設置する**場合

- ・補助金額 設置にかかる経費と市算出費用とを比較して、いずれか少ない額の**3分の1以内で、1敷地8万円を限度とする。**

● ブロック塀等を撤去し**新たに生け垣や植え込みを設置する**場合

- ・補助金額 設置にかかる経費と市算出費用とを比較して、いずれか少ない額の**3分の2以内で、1敷地16万4千円を限度とする。**

※静岡県が掲げる「豊かな暮らし空間創生住宅地認定等要綱に基づく緑のいえなみ整備基準」を満たし生け垣等を設置する場合に限りです。

■ 補助対象となるブロック塀等

- ・ 湖西市が地域防災計画に位置づけた、緊急輸送路に面するブロック塀等
※緊急輸送路とは災害時の緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、国道 301 号線や県道3号線などが該当します。詳しくは、建築住宅課窓口にて確認ください。
- ・ 地震等で倒壊の恐れがあると判断されるもの
- ・ ブロック塀の場合は、原則4段以上のもの
- ・ 高さは、地盤から0.6mを越えるもの(ブロック塀以外)
- ・ 長さは、概ね3m以上のもの

■ 補助の条件

- ・ ブロック塀の場合は全部を撤去
- ・ 改善する場合は、フェンスや生け垣等安全なものにすること。
- ・ 塀の改修に際しては、建築基準法上の道路の内には築造しないこと

★事前相談及び問い合わせ先

湖西市役所 都市整備部 建築住宅課

〒431-0492 湖西市吉美 3268 TEL:053-576-4549 FAX:053-576-1897